

第 1 号様式（第 5 条関係）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

奈良市長 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】
【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員	係員	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

軽微変更説明書

年 月 日

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号	
(4) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日	
(5) 変更の内容 ☐ A：省エネ性能が向上する変更 ☐ B：一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 ☐ C：再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）	
(注意) (5) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には再計算に要した図書を添付してください。	

(第二面)

【A：省エネ性能が向上する変更】

[illegible]

(第三面)

【B：一定範囲内の省エネ性能が減少する変更】

・変更前の BEI = () ≤ ()

注意：右の()には基準 B E I × 0.9 を記入すること

・変更となる設備の概要

☐ 空気調和設備

変更内容記入欄

☐ 機械換気設備

変更内容記入欄

☐ 照明設備

変更内容記入欄

☐ 給湯設備

変更内容記入欄

☐ 太陽光発電

変更内容記入欄

・添付図書等

(注意) 変更となる設備すべてにチェックをし、その設備については変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面別紙)

【空気調和設備関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い)外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ)熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率 (冷房平均 COP)
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
平均熱源効率 (暖房平均 COP)
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い)送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ)計算対象床面積について 5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)
室用途 (駐車場) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 (厨房) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（い）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い)単位面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（い）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い)給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下
湯の使用用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

【太陽光発電関係】

次に掲げる（い）、（ろ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い)太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値（ ） 変更後 システム容量の合計値（ ） 変更前・変更後のシステム容量減少率（ ） %
(ろ)パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル番号（ ） パネル方位角 ☐30 度を超えない変更 （ ）度変更 パネル傾斜角 ☐10 度を超えない変更 （ ）度変更
パネル番号（ ） パネル方位角 ☐30 度を超えない変更 （ ）度変更 パネル傾斜角 ☐10 度を超えない変更 （ ）度変更

第3号様式（第5条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

様

第 年 月 日 号

奈良市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第4号様式（第5条関係）

軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更該当しないことと判断したので、奈良市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領第5条第3項の規定に基づき通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、奈良市（代表者 奈良市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 申請受付番号

第 号

2 申請受付年月日

年 月 日

3 判定に係る建築物の位置

4 理由

第 5 号様式（第 6 条関係）

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への
適合に関する事項に係る報告書

年 月 日

奈良市長 殿

報告者 住 所
氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、下記の特定建築物のエネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告します。

記

- 1 適合判定通知書番号（適合判定通知書の交付前の場合は、受付番号）
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日（適合判定通知書の交付前の場合は、受付年月日）
年 月 日
- 3 特定建築物の位置
- 4 特定建築物の所有者氏名
- 5 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員	

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

基準適合命令書

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

次の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、是正するために必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、奈良市（代表者 奈良市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 適合判定通知書番号

第 号

2 適合判定通知書交付年月日

年 月 日

3 建築物の位置

4 建築主の氏名

5 命ずる措置

6 是正の期限

取 下 届

年 月 日

奈良市長 殿

届出者 住 所
氏 名

次の提出等を取り下げたいので、奈良市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領第 8 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 取り下げる提出等の種別

- ☐ 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請（規則様式第一又は規則様式第十一）
☐ 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請（規則様式第二又は規則様式第十二）
☐ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請（要領第 1 号様式）

2 受付番号

第 号

3 受付年月日

年 月 日

4 提出等に係る建築物の位置

5 取り下げ理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 1 2 号様式（第 9 条関係）

取りやめ届

年 月 日

奈良市長 殿

届出者 住 所
氏 名

次の特定建築行為を取りやめたいので、奈良市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領第 9 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 適合判定通知書番号
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 取りやめる理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員	

- （注意）
- 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 適合判定通知書の副本及び添付図書を添えて提出してください。